



地域公共交通再生に向けた取組支援

- ▶ 人口減少・少子高齢化、高齢運転者による交通事故の社会問題化など、地域公共交通の社会的役割が増大しており、その維持のための支援をお願いしたい。

【提案・要望先】国土交通省・財務省

1. 提案・要望内容

(1) 地域鉄道再生を促す支援制度の創設

- 利用者の減少等により経営努力のみでは事業継続が困難となる中、地域を挙げて再生・活性化を進めている地域鉄道に対して、利便性向上・利用促進の取組に係る新たな支援制度の創設と設備整備に要する経費への優先配分
- 地域公共交通が社会インフラとして将来にわたり維持・存続されるよう、社会全体で支える新たな仕組みについての検討に着手

<国土交通省の概算要求等の状況> 【概算要求】

・危機に瀕する地域公共交通の確保・維持

336 億円（対前年比 1.48 倍）

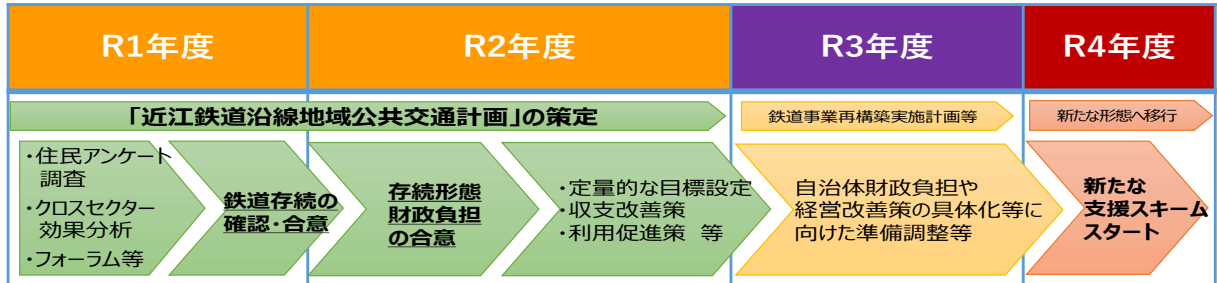
2. 提案・要望の理由

- 本県の5市5町を運行している近江鉄道は、設備が老朽化するとともに利用者が減少し、事業者の経営努力だけでは事業継続が困難な状況。新型コロナウイルス感染症拡大の影響も受け、さらに厳しい状況となっている。
- 近江鉄道の事業が廃止されると、地域社会全体への大きな影響が懸念されることから、再生のための法定協議会を昨年度設置。
利便性向上・利用促進・存続形態など鉄道存続のための地域の取組についての議論に着手したところ。
- 存続形態の決定前に、将来の公的負担を小さくできるよう、サービスを改善し、利便性向上や利用促進に係る様々な取組を機動的に行える新たな支援制度を創設するほか、経営改善に資するよう設備整備に要する経費についても予算の優先配分が必要。
- 地域公共交通は、利用者の移動手段としてだけでなく、地域の福祉、医療、教育、商業、観光などの面でも重要な役割を果たしており、今後も維持していくためには利用者以外による費用負担についても検討する必要がある。

(本県の取組状況と課題)

(1) 地域鉄道再生を促す支援制度の創設

【近江鉄道にかかるスケジュール】



令和元年 11月 「地域公共交通活性化再生法」に基づく、「近江鉄道沿線地域公共交通再生協議会（法定協議会）」を設置。将来の近江鉄道線および県東部地域の公共交通ネットワークのあり方について協議を開始。

令和2年 3月 法定協議会において、近江鉄道線を全線存続するために、利便性向上・利用促進・存続形態等について検討していくこととした。

【現行の支援制度】

地域公共交通網形成計画の策定

→地域公共交通調査事業（計画策定事業（地域公共交通協働トライアル推進事業）
（国 1/2 補助、法定協 1/2 補助）

線路設備、信号保安設備、電路設備、変電所設備、停車場設備等

→鉄道軌道安全輸送設備等整備事業

（国 1/3 補助→R1、R2 年度実績は 1/4、県 2/9 補助、市町 1/9 補助）

【本提案により目指す姿】

- 近江鉄道線の存続のための機運醸成、利用促進の取組による再生に向けた検討、関係者間における財政負担についての合意形成などによる、広域にまたがる地域公共交通の維持
- 将来に向けて地域公共交通のインフラを維持するための財源を確保することで、地域活性化、国土強靱化に対応

地域の交通軸を事業廃止前に再生・活性化していく全国のリーディングモデル

担当：土木交通部県東部地域公共交通支援室 TEL 077-528-3685
交通戦略課交通企画係 TEL 077-528-3680